

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
1	1	15	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	元号のみの表記となっている年の表示に、西暦を付記する。また、「広域」という言葉が多用されているが、さまざまな意味合いで使用されており、範囲や対象を誤解されないよう、他の言葉へも置き換えて整理することが望ましい。	1	ご意見を踏まえ、年の表示については西暦を付記します。「広域」の語句については、各事項においてその意図する内容が理解いただけるよう記載に努めており、原案のとおりとします。	○
2	1	30	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	「鳥獣の保護の観点では、例えば、鳥類の鉛中毒の防止や意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の防止等に努める必要がある。」を「鳥獣の保護の観点では、例えば、鳥獣保護区の適切な指定及び管理、希少鳥獣保護計画及び第一種特定鳥獣保護計画の実施に加えて、鳥類の鉛中毒の防止や意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の防止等に努める必要がある。」に修正。	2	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして、鳥獣保護管理法に基づく希少鳥獣に指定されている鳥獣も多く、これらの種については、鳥獣保護管理法に基づく第一種特定鳥獣保護計画や希少鳥獣保護計画、鳥獣保護区等の各種制度を通じて、適切に保護を図っていくことが重要である。」	○
4	1	30	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	当学会からの環境大臣宛の錯誤捕獲に関する要望書（令和3年4月5日提出（MSJ2020-020））における、錯誤捕獲への対応の考え方、具体的な対応、および自治体中心とした施策への展開について随所に配慮がなされており、謝意を示します。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
5	2	3	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	該当部分の捕獲作業に関する安全の確保の観点に、錯誤捕獲個体の対応についても追記する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上だけでなく、錯誤捕獲への対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。」	○
6	2	3	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	「平成26年の法改正により指定管理鳥獣捕獲等事業に限り可能となった夜間銃猟や市街地での麻醉銃猟をはじめとして、」を「平成26年の法改正により、原則二ホンザルを対象とした市街地での麻醉銃猟や指定管理鳥獣捕獲等事業に限り可能となった夜間銃猟をはじめとして、」に修正する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「平成26（2014）年の法改正により指定管理鳥獣捕獲等事業に限り可能となった夜間銃猟とともに市街地での麻醉銃猟が可能となり、」	○
7	2	17	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	原案では2段落となっているが、1段落目を順応的的管理の必要性と諸団体の調整・連携の課題、2段落目を行政機関の役割と専門的人材の問題、3段落目を現場を支える人材の問題として整理し、解決すべき主要な問題点に触れて充実させる。	1	ご意見の趣旨は概ね原案に含まれているものと考えます。	
8	2	25	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	狩猟者登録を行っていない者が捕獲活動を行わず、高齢の熟練狩猟者のみによって支えられているとは言い難い	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
9	2	27	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	捕獲技術の向上を図る仕組みづくり → 遵法の意識、科学的思考および捕獲技術の向上を図る仕組みづくり	1	法令が遵守されることは当然であると考えます。 鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲等は科学的に行われていることから原案のとおりとします。	
10	3	5	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「国全体としての鳥獣行政の方向性について」を「国全体の鳥獣行政の課題と施策の対応の方向性について」に改める。	1	鳥獣行政の方向性は国全体の鳥獣保護管理行政の課題を踏まえて定めており、原案のとおりとします。	
11	3	20	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「都道府県は、国の策定する…」の部分、例えば「都道府県はそれぞれの地域における鳥獣行政の主体であり、国の策定する…」といった表現に改める。	1	都道府県は、現行においても各都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に基づき事業を実施しているところであり、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
12	3	24	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い」の部分で、「また、捕獲等に係る技術普及や研究機関等を設置している場合は捕獲等に係る技術の開発を行い」と修文。さらに、4ページ目の「イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等」の項に、「捕獲等に係る技術の開発及び普及」についての役割を追記する。	1	ご意見を踏まえP. 4L37を以下のとおり修文します。 「専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うとともに、捕獲等に係る技術の開発及び普及を図ることが期待される」	○
13	4	2	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	関係市町村が連携を図ることは大変重要であるが、野生鳥獣が関係市町村に均等に分布しているはずもないなかで関係市町村と足並みを合わせるために捕獲報奨金の金額を一律にするというように間違った連携を図っている市町村もあり、その上、市町村に鳥獣管理の知識を持つ担当者がほぼいない現状では、鳥獣被害対策に係る単価を各市町村が設定するのは難しい（鳥獣の種類・成幼に関わらず捕獲奨励金を一律にするなどの問題がある）と考えられる。環境省と農水省で協議し、国交省の技術者単価のようなものを設定すべきではないか？	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
14	4	7	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「市町村の役割が増大している」を「施策実施の現場における市町村の役割が増大している」などの表現に改める。	1	原案においても「鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施する等、市町村の役割が増大している。」と記載されており、御意見の趣旨は概ね原案に含まれていると考えます。	
15	4	28	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等」にマスメディアを追加し、適切な取材と報道を行うことを求める内容を記載すべき。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
16	5	29	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	意欲と能力を有する多様な人材 → 遵法の意識、科学的思考など意欲と能力を有する多様な人材	1	法令が遵守されることは当然であると考えます。 鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲等は科学的に行われていることから原案のとおりとします。	
17	5	34	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	5頁34行目以降と6頁9行目以降の該当箇所ほとんど同じ内容が書かれている。どちらかを削り、それに合わせて修文する必要がある。また、その際には、次の意見（「ICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。」を「監視体制、緩衝帯での追い払いや捕獲、出没リスク」と「緩衝帯での追い払いや捕獲」を追加する。都道府県及び市町村は」を「国及び都道府県並びに市町村は」に修文する。）も参考にすること。	1	ご意見を踏まえ、P. 5L34～P. 6L1を削除するとともに、P. 6L10を以下の通り修文します。 「出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体が中心となり、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普及啓発も併せて検討する必要がある。」	○
18	6	3	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「市街地等に出没する鳥獣への対応」となっているが、「出没を減少」させることについては記載があるが、市街地に出没した場合の具体的な記述がない。銃を使用した捕獲について方向性や課題を記載すべきである。	1	市街地に出没した場合の対応は「出没時に追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体が中心となり、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。」と記載することとしており、ご意見の趣旨はこの記載に含まれるものと考えます。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
19	6	7	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「ICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。」を「監視体制、緩衝帯での追い払いや捕獲、出没リスク」と「緩衝帯での追い払いや捕獲」を追加する。都道府県及び市町村は」を「国及び都道府県並びに市町村は」に修文する。	2	ご意見を踏まえ、以下の通り修文します。 「出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体が中心となり、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普及啓発も併せて検討する必要がある。」	○
21	6	9	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	関係主体として警察が含まれることを明記し、警職法第4条第1項の適用を含めた事前調整を行うことを追記する。	2	「関係主体」には「警察」も含まれているものと考えられることから、原案のとおりとします。	
23	6	10	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	「出没時の円滑な…対応方針を定めておく必要がある。」の後に「また、対応の妨げになる可能性があるため、過剰な追跡等を行う報道機関や個人へ注意喚起や事前の安全管理に係る普及啓発が必要になる。」を追記してください。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
24	6	31	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「これを順応的に見直してゆく必要がある」の後に順応的管理の簡単な説明を入れる。たとえば「順応的管理は、仮説に基づく計画、計画の実行、モニタリング等に基づく計画の評価、それを受けての計画の修正という形で進められるが、それは単なるPDCAサイクルではない。重要なことは個体数が正確には把握できずそれが絶えず変動するなどの不確実性と非定常性が常に伴う野生鳥獣を対象としており、そのため仮説・仮定に基づく計画とならざるを得ないこと、したがって想定外の事態は常に発生するのでその際の対処手順をあらかじめ明確化しておく必要があること、実施した結果はモニタリング等のデータの科学的分析に基づき評価し、その評価に基づいて修正する必要があること、などである」といった文を加える。	1	順応的管理の考え方等については、第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドラインで具体的に記載しており、原案のとおりとします。	
25	7	2	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	収集すべき情報として、「市街地等への出没や被害の発生状況に関する情報」と「錯誤捕獲発生時の情報収集等の記載」を追記すること。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を推進する上で収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定等に必要な捕獲情報及び生息密度情報、市街地への出没等の情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする」 なお、錯誤捕獲の情報については、I第35（1）で一体的に記載をしています。	○
26	7	25	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「都道府県及び市町村は」を「国及び都道府県並びに市町村は」に修文。	2	P.3L37において「第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）」としており、原案のとおりとします。	
28	8	10	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	収集すべき情報として、出没や被害の発生状況に関する情報を明記してください	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を推進する上で収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定等に必要な捕獲情報及び生息密度情報、市街地への出没等の情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする」	○

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
29	8	13	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	捕獲に取り組むこと等 → 捕獲に取り組み、その捕獲実態の把握と取り組みの検証を行うことにより	1	第二種特定鳥獣管理計画が策定されている鳥獣又は指定管理鳥獣いずれであっても、第二種特定鳥獣管理計画に基づき計画的な管理を行っていることから、原案のとおりとします。	
30	9	14	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「狩猟の適正化」と「錯誤捕獲の防止」に、狩猟者の鳥獣の識別能力の向上を求める内容を記載すべきである。	1	原案では免許取得後の狩猟者の技術向上等に向けた方策についても努める旨を記載しています。	
31	9	24	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	どの文章とも狩猟者に鳥獣の保護管理の担い手としての役割を期待しているように思われるが、狩猟者とは趣味としてのスポーツハンティングやジビエとしての食肉を得ることが第一目的であり、狩猟を行う上で鳥獣の保護管理のルールに従うことは当然であるが生態系被害や農作物被害の対策のための保護管理の担い手としての役割を狩猟者に求めるのは不適切ではないかと考えられる。当然、狩猟者による狩猟圧が野生動物の適正個体数を維持する上で重要なことは理解できるが、国はシカ及びイノシシの生息個体数を半減させるという目標を掲げており、その目標を達成出来ていない現段階で、狩猟者を増やすための政策というのは時期尚早ではないかと思われる。税金の用いられる野生動物管理に関わる事業において、狩猟免許とは異なる鳥獣の保護管理について正しい知識を持つことが証明できる新たな資格やそれに準ずる他資格を保有している者を担い手として科学的根拠に基づく効果的な鳥獣の保護管理を行うべきであると考えられるがそのような新たな仕組みづくりの予定はあるか？	1	鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度として、平成26年の法律改正により「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設し、鳥獣保護管理の担い手の確保及び育成に取り組んでいるところです。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
32	9	24	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	狩猟するにはお金が掛かりすぎます。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
33	9	24	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	24行目の「「捕獲技術等を十分に有した」を「捕獲技術及び保護・管理に関する知識等を十分に有した」に改める。また、27行目の「技術向上等に向けた」を「技術向上と保護・管理に関する知識等の向上」に改める。	1	ご意見を踏まえ、P.9L27を以下のとおり修文します。 「知識及び技術の向上等」	○
34	9	30	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「錯誤捕獲の増加も懸念される。」を「錯誤捕獲が増加している。」に言い換える。	2	クマ類以外の鳥獣も含め鳥獣全般における錯誤捕獲の増加についての懸念を示す趣旨で記載していることから、原案のとおりとします。	
36	9	31	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「指定管理鳥獣捕獲等事業をはじめとする鳥獣捕獲等事業においては」を「わなを使用したすべての捕獲においては」に修文する。	2	当該箇所は鳥獣の管理の強化に伴う捕獲事業等の増加を踏まえて記載しているものであり、原案のとおりとします。	
38	9	35	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	クマ類やカモシカ等 → 非対象動物（クマ類やカモシカおよびタヌキ、キツネなどの中型獣等）が錯誤捕	1	タヌキ、キツネ等の中型獣についても原案の「クマ類やカモシカ等」に含まれていることから原案のとおりとします。	
39	9	36	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「わなの適正な使用の徹底について捕獲者への指導を図ることにより」の部分「わなの適正な使用の徹底と錯誤捕獲が発生した際の事故の防止方法について捕獲者への指導を図ることにより」と修文する。	2	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「わなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努める。」	○
41	10	1	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「クマ類やカモシカ等の生息地において」を「クマ類やカモシカ等の分布域において」に言い換える。	2	クマ類やカモシカ等が恒常的に生息している場所又はその近隣のことを示しているものであり、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
42	10	1	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「事業実施者は」を「事業実施者もしくは行政は」などに修文する。また、「安全な放獣体制の整備に努める」を「安全な放獣体制を整備する」に修文する。	2	事業実施者には行政も含まれると考えます。 ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
45	10	3	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「放獣体制の整備に努める」の後に、「また、錯誤捕獲が非標的種の地域個体群等にどのような影響を与えているかの把握が必要であり、絶滅が危惧される種や地域個体群についてはその動向に特に注意すべきである。」を加える。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
46	10	25	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「…理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。」を「…理を進める必要がある鳥獣、国際的に保護を図る必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。」に修文。	3	「希少鳥獣」が国際的又は全国的に保護を図る必要があるものであることは鳥獣保護管理法の条文上明らかであり、P.10L21ではその指定にあたっての対象種の考え方を示しているものであることから、原案のとおりとします。	
49	10	30	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」を「また、全国的な観点からは希少鳥獣に指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」に修文。	3	原案では「絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」こととしており、原案のとおりとします。	
52	11	25	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない」を「その愛護と持続的な利用の観点での保護の取組は行わない」に修正する。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
53	14	6	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「半島、離島等」を「半島、島嶼等」に改める。	1	本土との距離に関わらず本土以外の島は離島とされており、原案のとおりとします。	
54	14	7	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「都道府県による第一種特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施により…」を「国による希少鳥獣保護計画及び、都道府県による第一種特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施により…」に修文。	3	ご意見のとおり修文します。	○
57	14	15	I	第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	「半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣」を「半島、離島等の地理的条件や森林環境の改変による好適生息地の分断や縮小により生息分布が隔離している鳥獣」に修文。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「半島、離島等の地理的条件や生息環境の変化等により生息地の分断や縮小が生じ、生息分布が隔離している鳥獣」	○
58	15	12	I	第五 人材の育成及び配置	「鳥獣行政担当職員として配置し」を「鳥獣行政担当職員として継続的に配置し」に改め、「支える体制を整備することが求められる」を「支え、それまでの施策等の蓄積を継承し新たな発展を図れる体制を整備することが求められる」に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「鳥獣行政担当職員として継続的に配置し」 その他のご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	○
59	17	20	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	17頁、55頁の「油等による汚染に伴う水鳥の救護」を「油等による汚染に伴う鳥獣の救護」に修正する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。「油等による汚染に伴う水鳥等の救護」	○
60	18	8	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	国民や地域住民に対して → 捕獲従事者や地域住民等、国民に対して	1	「国民や地域住民」には捕獲従事者も含まれることから、原案のとおりとします。	
61	18	11	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	「鳥獣への安易な餌付けの防止等」の「安易な」の表現をすべて削除し、「鳥獣への餌付けの防止等」の表現にする。	1	餌付けについては、鳥獣の保護増殖のための給餌等も含まれることから、原案のとおりとします。	
62	18	22	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	不適切な生ごみの処理 → 不適切な生ごみや油の処理	1	ご意見の趣旨は「不適切な生ごみの処理」に含まれていると考えることから、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
63	18	23	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	「鳥獣の生息状況を踏まえながら」は削除した方が良い。	1	御意見のとおり、修正します。	○
64	18	26	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	「長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地」を「長距離の移動を行う渡り鳥・海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）及びその生息地」に修正する。	1	本指針の期間内において、対象となる海棲哺乳類についての国際的取組が予定されていないことから、原案のとおりとします。	
65	18	27	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	捕獲許可と飼養登録を紐づけて個体管理するべきものであり、法律にのっとり問題がなければ許可をするべきと考える。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
66	18	28	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	「鳥獣は本来自然のままに保護することが望ましい」について、一方で大量に捕殺されるカラスなどの現状と照らし合わせると矛盾しており、人間にとって好ましい種のみに対する偏った考えがみられる。このような現状と乖離した理想論は削除すべき。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
67	18	29	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	29行目の「一方、野鳥の愛玩飼養の・・・」から31行目にかけての内容が支離滅裂な状態になっている。飼養の対象が外国産に限定されるのが問題であるなら、本来は国産種の飼養目的の捕獲を許可するべきである。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
68	18	30	I	第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	過去におこった鉛中毒問題への対応について簡単に記述し、それを踏まえて現在の課題を説明する。	1	これまで実施してきた鉛中毒防止に向けた対応を踏まえ、原案の記載を行っていることから、原案のとおりとします。	
69	19	5	II	第一 希少鳥獣の保護及び管理	「希少鳥獣」を「希少鳥獣等」に修正する。	3	P. 10L20において「希少鳥獣等」と記載しているのは、鳥獣保護管理法に基づき指定される希少鳥獣のほかに、都道府県が鳥獣保護管理事業計画において示すことができる「都道府県希少鳥獣」も含まれるものであることから、原案のとおりとします。	
72	20	12	II	第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	「目標」という語がしばしば使われているが、それが何を指しているのか明確にした記述とする。	1	「目標」の語句については、各事項においてその意図する内容が理解いただけるよう記載に努めており、原案のとおりとします。	
73	28	6	III	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	「鳥類の渡来期」を「鳥類及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の渡来期」に修正する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「鳥獣の繁殖期や渡来期」	○
74	31	23	III	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	クマ類やカモシカ等の → クマ類やカモシカおよび中型獣等の ①については、現在のくくりわなの構造では、非選択的であり、さらに個体に及ぼす影響が大きいため、シカ・イノシシ以外の野生鳥獣への使用は原則禁止とすべきである	1	中型獣については原案の「クマ類やカモシカ等」に含まれていることから原案のとおりとします。	
75	31	26	III	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	締付け防止金具装着の義務について、環境省から各都道府県への通達では『締付け防止金具とは、仮に錯誤捕獲があった場合には、当該個体の損傷を軽減するためのものであり、少なくとも「容易に輪を広げられる金具」か「輪のしほりを一定の大きさに制限する金具」のいずれかが装着されていること』とされているが、「容易に輪を広げられる金具」は締まったワイヤーなどを容易に外すため、「輪のしほりを一定の大きさに制限する金具」は錯誤捕獲された鳥獣に足切れなどの致命的なダメージを負わせないための装備であり、「容易に輪を広げられる金具」のみの装着では締付け防止の効果は得られないと思われるが「輪のしほりを一定の大きさに制限する金具」だけでの装着でも良いのか？ また、いわゆる「くくり金具」と呼ばれる部品が「容易に輪を広げられる金具」として扱われているが、当部品は獲物がかかった際に変形しワイヤーの戻りを防止するための部品として農メーカーなどから販売されており、「容易に輪を広げられる金具」とは真逆の部品であると思われるが「くくり金具」は「容易に輪を広げられる金具」として扱って良いのか？	1	個別の法令事項に関するご意見であり、回答致しかねます。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
76	31	37	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「標識調査中に捕獲された外来鳥については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる」とあるが、殺処分とする場合には自治体または地方環境事務所が受入窓口となり、安楽死を含めた処分をすることも記述すべき。	1	当該箇所は標識調査中に捕獲された外来鳥の取扱に関する考え方を示しているものであり、原案のとおりとします。	
77	39	16	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。」とあるが、とりもちを用いた方法で確実に錯誤捕獲を生じない適正な使用方法など存在するのか？とりもちの使用も禁止にするべきではないか？	1	個別の法令事項に関する御意見であり、回答致しかねます。	
78	41	2	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「違法に輸入されたり国内で密猟されたり」を「国内で密猟されたり違法に輸入されたり」に改める。	1	ご意見のとおり、修正します。	○
79	41	20	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「錯誤捕獲の実態」の調査、報告については、9ページ28行目の「5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項」、41ページ20-26行目の「3-1 捕獲許可した者への指導」、50ページ27-29行目の「2 法に基づく諸制度の運用状況調査」に関する「(2) 捕獲等情報収集調査」に分かれて書かれている。各項目で齟齬が無いように統一して記載をし、収集する項目には、現状の「鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等」に加えて、「性別、大きさ（年齢）、わなの種類、わなでの拘束時間」を追加すべきです。	1	P. 41は「捕獲許可に基づく許可者への指導」の事項として、P. 50は「捕獲許可を含む法にも基づき行われる捕獲に関する情報収集調査」の事項としてそれぞれ記載しているものであり、原案のとおりとします。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
80	41	21	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	適正な使用 → 具体的な基準を示す必要がある クマ類やカモシカ等 → クマ類やカモシカおよび中型獣等の	1	当該箇所は捕獲許可した者へ指導すべき内容について示している箇所であり、個別のわなの設置基準について記載することは適当ではないと考えます。また、中型獣については原案の「クマ類やカモシカ等」に含まれていることから原案のとおりとします。	
81	41	25	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに」を「銃（麻醉銃含む）の使用も想定した放獣体制の構築（許可手続き含む）及び放獣場所の確保といった事前準備に努めるとともに」に修正する。	1	原案の「事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保」の中には、放獣に必要な許可手続き等も含まれることから、原案のとおりとします。	
82	41	25	Ⅲ	第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「錯誤捕獲の実態」の調査、報告については、9ページ28行目の「5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項」、41ページ20-26行目の「(4) 錯誤捕獲の防止」、50ページ27-29行目の「(2) 捕獲等情報収集調査」に分かれて書かれている。各項目で齟齬が無いように統一して記載をし、収集する項目には、現状の「鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等」に加えて、「性別、大きさ（年齢）、わなの種類、わなでの拘束時間」を追加すべきである。	1	P. 41は「捕獲許可に基づく許可者への指導」の事項として、P. 50は「捕獲許可を含む法にも基づき行われる捕獲に関する情報収集調査」の事項としてそれぞれ記載しているものであり、原案のとおりとさせていただきます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
83	45	35	Ⅲ	第六特定計画の作成に関する事項	「目標」という言葉が何を指すのか明確にした記述とする。	1	「目標」の語句については、各事項においてその意図する内容が理解いただけるよう記載に努めており、原案のとおりとします。	
84	47	4	Ⅲ	第六特定計画の作成に関する事項	第二種特定計画と被害防除対策に関する記述において、環境管理については動物にとって良好な生息環境の整備と、被害を発生しにくくするための環境管理があること、良好な生息環境は人里から離れた場所へ動物を誘導する条件を作るもので、長期間の政策的取り組みが必要であること、被害防除に関連する環境管理は直面する課題であり、耕作地等への誘因を阻害する目的であることを踏まえた記述とする。	1	第二種特定鳥獣管理計画に係る環境管理及び被害防除対策の詳細については、計画作成のためのガイドライン等で記載しており、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
85	47	5	Ⅲ	第六 特定計画の作成に関する事項	「里地里山、の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等」は「鳥獣が寄り付きにくいように里地里山、耕作放棄地や牧草地を管理する」と具体的に書いた方が良い。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「第二種特定鳥獣保護計画においては、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。」	○
86	47	10	Ⅲ	第六 特定計画の作成に関する事項	「忌避剤や威嚇音等による追い払い」の「忌避剤や」は削除した方が良い。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
87	48	12	Ⅲ	第六 特定計画の作成に関する事項	検討会・協議会の機能には、科学的な側面から検討・評価する役割と施策にかかわる関係者の合意形成の2つの側面があることを記述し、そのことを踏まえた体制が必要であることを示す。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努める」	○
88	49	5	Ⅲ	第六 特定計画の作成に関する事項	「これとの整合を図る」の整合の内容、項目を加える。	1	整合を図る対象は市町村が策定する被害防止計画であることは明らかであるため、原案のとおりとします。	
89	49	19	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	鳥獣の生息の状況の調査以外も対象であることを明確にしてください。 修正前) 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 修正案) 第七 鳥獣の生息の状況の調査等に関する事項	1	本事項名は鳥獣保護管理法第4条第2項第8号に基づいて記載しているものであることから、原案のとおりとします。	
90	49	21	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	「参酌」を他の言葉に置き換える。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「以下の事項を十分に参照した上で、地域の実情に応じて実施する」	○
91	50	18	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	「(2) 捕獲等情報収集調査」において錯誤捕獲時の実態を把握するための情報収集に関しての修正追記が行われており、当学会からの環境大臣宛の錯誤捕獲に関する要望書(令和3年4月5日提出(MSJ2020-020))と関連する事項として、本案での修正について謝意を示す。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
92	50	19	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	法に基づいて行われる捕獲 → 捕獲	1	本指針で「法」と示している対象は鳥獣保護管理法を示しています。 御意見を踏まえ、他法令に基づき行われる捕獲と区別して記載する観点から以下のとおり修正します。 「鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲」	○
93	50	24	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	報告の仕組み → 報告の徹底とその仕組み	1	捕獲報告はすでに法令に基づき義務づけられているものであることから原案のとおりとします。	
94	51	9	Ⅲ	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	被害防除対策に係る技術開発に加え、普及及び評価も進めたい。 修正前) 鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。 修正案) 鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発の開発・評価・普及を進める。	1	技術開発には、評価や実用化に向けた検討等も含まれるものと考えており、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	章	項	意見概要	件数	回答	修正
95	51	27	Ⅲ	第八 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	事務の補助→事務や現地業務の補助と修文すべきである。また鳥獣保護員制度について、抜本的な制度の見直しが必要である。	1	この記載における「事務」は現地業務を含む都道府県の鳥獣保護管理事業に関する業務を指すことから原案のとおりとします。 ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
96	52	4	Ⅲ	第八 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	その技術の向上を図り → 技術および法令遵守の意識、科学的思考の向上を図り	1	法令が遵守されることは当然であり、原案のとおりとします。	
97	52	33	Ⅲ	第八 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	「技術の研鑽」を「技術と保護・管理に関する知識の研鑽」に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。「知識・技術向上のための取組を進める。」 いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	○
98	52	33	Ⅲ	第八 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	技術の研鑽、向上のための → 技術の研鑽、鳥獣保護管理の意識向上のための	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。「知識・技術向上のための取組を進める。」 いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	○
99	56	2	Ⅲ	第九 その他	「我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は」のところで「狩猟鳥獣を除く」という文言が抜けているので訂正を求める。狩猟鳥獣は飼養登録できず登録票は存在しない。	1	飼養登録が必要となる鳥獣については、鳥獣保護管理法第19条に規定されており、条文上明らかであることから、原案のとおりとします。	
100	56	20	Ⅲ	第九 その他	防疫措置を含む捕獲強化等の対策の連携組織に、各省庁、関係機関、関係団体を加えていただきたい。 修正案) 各省庁、周辺都道府県、関係市町村、関係機関、関係団体等とれんけいしながら…努める。	1	ご意見を踏まえ以下のとおり修文します。 「関係省庁、周辺都道府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら」	○
101	63	11	Ⅲ	第九 その他	「錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、」の「可能な範囲で」を削除する。	1	錯誤捕獲の情報収集を行うことについては法令上も義務づけがないため、原案のとおりとします。	